

(続紙 1)

| | | | |
|--|------------|----|-------|
| 京都大学 | 博士 (法 学) | 氏名 | 浅田 正彦 |
| 論文題目 | 日中戦後賠償と国際法 | | |
| (論文内容の要旨) | | | |
| <p>本論文は、日中間の戦争状態の終了および賠償・請求権の問題を含む様々な国際法上の問題点を、日華平和条約と日中共同声明の関係や、日中共同声明に含まれる賠償放棄条項の解釈等に照らして検討したものである。</p> <p>序章では、日本と中国との間の戦後処理をめぐる複雑な問題の所在が指摘される。日華平和条約では、その署名時期、適用地域、内容、終了の意味のほか、中華民国政府と締結したこの条約が大陸を含む中国全体との間の平和条約なのかという点や、また日華平和条約と日中共同声明の関係では、政治的文書である後者の中で「賠償の請求の放棄」が宣言されていることの法的な意味、さらにはそこに中国国民の請求権が含まれるのかといった点が問題とされる。</p> <p>第一章では、日華平和条約の締結経緯とその内容が検討される。中国は対日平和条約に参加できなかったため、日本は国民政府との間で戦争状態の終了を定める日華平和条約を締結したが、国民政府が全中国を代表することを疑問視していた日本政府は条約の適用地域の制限をめぐり国民政府と対立し、最終的に交換公文と同意議事録で合意がなされた。また、賠償の放棄に関しては、対日平和条約を準用する規定に従い、役務賠償と在外資産の処分を除く賠償が放棄されることになり、さらに日本の強い要求により同意議定書において役務賠償も放棄されたとされる。</p> <p>第二章では、主として日華平和条約は日本国と中国国家との間の平和条約であるかという問題が検討される。戦争状態は中国国家全体との関係で終了し、また、台湾を支配するに過ぎない中華民国政府の間でも、中華民国政府が多くの国に承認されていたことや国連で中国代表権を有していた事実などから、日本は中国全体について平和条約を締結できるが、こうした主張が日華平和条約の無効を主張する中華人民共和国政府（人民政府）にも対抗可能かは別問題であるとされる。</p> <p>第三章では、この点が問題となった日中共同声明が検討される。日華平和条約が人民政府にも対抗可能か否かは条約の政府承継の問題であり、包括承継が原則である政府承継でも「国民の一般利益に反する条約」は例外であるとの有力な学説に照らせば、日華平和条約の役務賠償の放棄に関する規定は人民政府に承継されず、日中共同声明で創設的に放棄が行われたことになる。同声明は政治的文書とされるが、政治的文書の中に法的な規定が含まれることは排除されないとされる。</p> <p>第四章では、西松建設事件最高裁判決に至る日本での中国関連戦後賠償訴訟の中から、裁判所が中国国民の請求権は放棄されていないと判断した判決が検討される。</p> <p>第五章では、日華平和条約と日中共同声明にもかかわらず、日中間に残されている未処理の問題、すなわち、日本と台湾との間の財産・請求権の問題、中国の在日財産の問題、中国国民の在日財産の問題が検討され、これらの中には部分的に処理されたものやそもそも実体の存在しないものもあることが明らかとされる。</p> | | | |

第六章では、日華平和条約の「終了」の意味が検討される。同条約の規定のうち、戦争状態の終了や賠償の放棄などの規定については条約の発効と同時に処分が完了しており、その他の規定も、基本的に適用地域が台湾に限定されているため、日中国交正常化によって人民政府への政府承認の切換えがなされた後には、大陸に適用されない規定として存続の意義が失われることになり、いずれについても条約が終了しても問題はないと結論付ける。

第七章では、日華平和条約の終了はウィーン条約法条約に網羅的に定められる条約の終了原因のいずれにあたるのかが検討される。日華平和条約の終了と関連し得るのは、後発的履行不能、事情の根本的变化、外交関係の断絶だが、そのいずれにも該当しない。しかし、日華平和条約締結後に採択された条約法条約は遡及的に適用されず、また条約法条約に定める条約の終了原因の網羅主義は慣習法の法典化ではないため、日華平和条約の終了は、条約法条約前の慣習法上の終了原因として論じられてきた事由による終了と理解すべきであるとされる。

第八章では、日中国交正常化の時点で日華間には日華平和条約以外にもいくつか条約が存在したものの、同条約のみその終了が日本政府により宣言されたことの意味が検討される。それは、同条約を無効と主張する人民政府との関係で歩み寄ることができる対応であり、しかも「終了」は条約の締結自体は有効であるという日本政府の主張にも沿うものであったためであることが明らかとされる。

終章では以上の論点を簡潔にまとめたうえで、日華平和条約の終了を国際法規則の中ではなく、日中国交正常化の歴史的・政治的文脈において理解することの重要性が指摘される。

なお、補論では、日中間の戦後賠償問題に事実上の終止符を打った西松建設事件と中国人慰安婦二次訴訟の最高裁判決が検討される。

(論文審査の結果の要旨)

日本と中国との間の第二次大戦の処理については、日本が中華民国政府と日華平和条約を締結した後、中華民国政府から中華人民共和国政府に政府承認の切換えを行ったことから様々な法的問題が生じることとなった。本論文は、複雑に絡みあった戦後賠償問題の実相を丹念に解きほぐすため、日中間の戦争状態の終了および賠償・請求権の問題を、議定書や交換公文、同意された議事録といった付属文書を含む日華平和条約の内容や、その後、政府承認の切換えに伴い発せられた日中共同声明の内容とその解釈論、そしてこれら文書の間での法的関係に照らして包括的に検討したものである。

著者は、主として日本外務省の外交文書や交渉当事者の回顧録などを渉猟・精査し、日華平和条約の戦争状態終了条項や賠償条項、および日中共同声明第5項の賠償条項に関する関係政府の意図を確認する。そして、これまでの各種平和条約や国家・政府承継についての国家実行等を参考に国際法上の法理や解釈規則を明らかにしたうえで、日華平和条約に付随する交換公文で用いられた「又は」の語句の意味とその法的帰結、日華平和条約の適用範囲の確定、日華平和条約の中華人民共和国政府への承継可能性や対抗可能性、日中共同声明および同声明における賠償条項の性格など多岐にわたる論点につき、きわめて説得的な議論を展開することに成功した。その精緻かつ堅実な論証の結果、日中間に横たわる戦後賠償問題についての国際法上の論点は本論文によりほぼ論じ尽くされたといつてよい。このように、本論文の最大の学術的意義は、日中間の戦後賠償問題について国際法学の立場から包括的かつ明晰な解答を提示した点にある。

また、このような学問的成果を有する本論文が裁判や外交実務に対して多大な貢献を行っていることも特筆されるべきである。2000年から『法学論叢』において公表され、本論文でもその中心を構成する「日華平和条約と国際法」と題する論文で提起された著者の考えは、すでに2007年の西松建設事件および中国人慰安婦第二次訴訟の最高裁判決における理論的基礎となっていると指摘されてきた。とりわけ日中共同声明第5項の賠償条項の解釈をめぐる、中華人民共和国政府の外交上の沈黙を捉え、これにより同政府が中国国民の請求権を放棄したことが根拠づけられるとした著者の法的議論は実務においても評価されており、このことは本論文の実践的価値の高さを裏付けている。

日華平和条約の終了を、ウィーン条約法条約に定められた網羅的な条約の終了原因事由のような国際法規則の中だけで考えるのではなく、より広範な視野から日中国交正常化の歴史的・政治的文脈において理解することの重要性を強調した著者の主張は、複雑をきわめる日中間の戦後賠償問題の検討を国際法の観点から突き詰めてその限界を明らかにすることでより説得力を有するものとなった。たとえば、著者は、自身による日中共同声明第5項の解釈が上記最高裁判決によるそれと結果としてはほぼ同様となるものの、日華平和条約の戦後処理関連規定の適用範囲とその理由づけについては最高裁判決の論理とは異なると指摘し、対日平和条約の賠償・

請求権処理と日中共同声明第5項の内容を同一視する最高裁の理論構成に対して異議を申し立てる。その結論に至る過程での著者の分析は緻密でしかも鋭い。そして、国際法の観点からそのような徹底的な検証を行うがゆえに、それでも説明がつかない点を有する「不思議な条約」としての日華平和条約の法的効果は外交上の文脈に置きなおして理解すべきだとして国際法の限界を自覚する著者の謙抑的な姿勢はいつそう意義深いものとなる。その意味で、本論文は、中国における2つの政府の存在に起因する日中間の複雑な戦後賠償問題について、国際法上の論点を分析する必要があるのみならず、国際政治・外交史からのアプローチによっても考察が加えられなければならないことを実証した貴重な学術的成果であるといえることができる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。また、平成27年12月16日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降